

既存施設からの移行の特例に関する考え方

目 次

	ページ
I. 既存施設からの移行の特例に関する考え方	
1. 既存の幼稚園、保育所からの移行の場合	1
2. 現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合	1
(設置パターン別の基準適用イメージ)	2
II. 既存施設からの移行の特例に関する個別事項	
1. 建物及び附属設備の一体的設置	3
2. 園舎・保育室等の面積	
(1) 園舎面積の特例	4
(2) 保育室・遊戯室の面積の特例	5
3. 園庭の設置・面積	6
4. 園庭の設置・面積(代替地の取扱い)	8
5. 園庭の設置・面積(屋上の取扱い)	9
6. 職員室の設置	10
7. 保育室等の設置階	11

I. 既存施設からの移行の特例に関する考え方

1. 既存の幼稚園、保育所からの移行の場合

既存施設(幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園)から、新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の認可基準は、質の確保と円滑な移行とのバランスにも留意し、現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、既存施設からの現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例制度を基本とする。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける。
- なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。

その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとする。

- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない。

2. 現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合

法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準とする。

(設置パターン別の基準適用イメージ)

施設の設置パターン	認可基準
【新設】 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	○幼稚園又は保育所の高い水準を原則
【既存施設からの移行】 既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	○新たな基準に適合するよう努めることを前提として、設備については、基本的には、幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)のいずれかの基準を満たすことで足りる等の特例 ○上記特例以外は、新設の場合と同じ
【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	○新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める経過措置 ○上記特例以外は、新設の場合と同じ

Ⅱ. 既存施設からの移行の特例に関する個別事項

1. 建物及び附属設備の一体的設置

【新設の場合】

○建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。

	現行の移行特例等	改正案
対象	(新設の場合を含めた取扱い) 連携施設タイプの 幼保連携型、幼稚園型	「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(幼稚園・保育所の両方を廃止し、当該幼稚園・保育所の土地や施設を活用する場合も含む)
内容	建物及びその附属設備が同一の敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合は、 ①教育・保育の適切な提供 ②子どもの移動時の安全確保 を満たす必要あり。 (認定こども園設備運営基準)	以下の要件を全て満たす場合においては、建物及びその附属設備が同一の敷地内でない場合であっても設置可。 ①教育・保育の適切な提供が可能であること ②子どもの移動時の安全が確保されていること ③それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備(※)を有していること。(なお、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。) ※調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。

2. 園舎・保育室等の面積

【新設の場合】

○園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園の基準と同じ。

○乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室は、保育所の基準と同じ。

(1)園舎面積の特例

	現行の移行特例等	改正案
対象	「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園など	以下の要件を全て満たす「保育所」 ○これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○「保育所」を廃止し、当該保育所と同一敷地内において、当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)
内容	満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98㎡)以上である場合は、幼稚園設置基準の園舎面積(1学級:180㎡等)の規定を適用しないことができる。 (幼稚園設置基準)	現行の移行特例と同様とする。

(2) 保育室・遊戯室の面積の特例

	現行の移行特例等	改正案
対象	「幼稚園」が新たに保育所を設置又は移転させる場合の当該保育所など	以下の要件を全て満たす「幼稚園」 ○これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園と同一敷地内において、当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合（園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。）
内容	園舎面積（満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く）が、幼稚園基準（1学級：180㎡等）以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積（子ども1人につき1.98㎡）の規定を適用しないことができる。 （児童福祉施設設備運営基準）	現行の移行特例と同様とする。

3. 園庭の設置・面積

【新設の場合】

○面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。

・満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積

・満2歳の子どもについて、保育所基準による面積

	現行の移行特例等	改正案
対象	「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園など	以下の要件を全て満たす「保育所」 ○これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○「保育所」を廃止し、当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	満3歳以上の子どもの保育の用に供する屋外遊戯場及び運動場の面積が、保育所基準（子ども1人につき3.3㎡）以上である場合には、幼稚園基準の運動場面積（1学級：330㎡等）に関する規定を適用しないことができる。 (幼稚園設置基準)	現行の移行特例と同様とする。

	現行の移行特例等	改正案
対象	「幼稚園」が新たに保育所を設置又は移転させる場合の当該保育所など	以下の要件を全て満たす「幼稚園」 ○これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	屋外遊戯場及び運動場の面積が、幼稚園基準の運動場面積(1学級:330㎡等)と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積(1人につき3.3㎡)とを合算した面積以上であるときは、保育所基準の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができる。 (児童福祉施設設備運営基準)	現行の移行特例と同様とする。

4. 園庭の設置・面積(代替地の取扱い)

【新設の場合】

○教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。

	現行の移行特例等	改正案
対象	(新設の場合を含めた取扱いの特例) 幼保連携型、保育所型、地方裁量型	以下の要件を全て満たす「幼稚園」又は「保育所」 ○これまでの「幼稚園」又は「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該「幼稚園」又は「保育所」の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	屋外遊戯場について、 ①子どもが安全に利用できる場所 ②利用時間を日常的に確保できる場所 ③教育及び保育の適切な提供が可能な場所 ④保育所基準による屋外遊戯場面積を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。 (認定こども園設備運営基準)	満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。 (年齢による面積基準の算定は、実際の利用の状況まで縛るものではない。) ①子どもの安全な移動手段が確保されていること ②子どもが安全に利用できる場所 ③利用時間を日常的に確保できる場所 ④教育及び保育の適切な提供が可能な場所

5. 園庭の設置・面積(屋上の取扱い)

【新設の場合】

○教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上(バルコニー等を含む。)の面積算入は原則不可とする。

※ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。

- ①耐火建築物であること。
- ②幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ③屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。
- ④防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。
- ⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。
- ⑥保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。

※園庭として面積算入できない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではない。

	現行の移行特例等	改正案
対象	(新設の場合を含めた取扱いの特例) 幼保連携型認定こども園を構成する「幼稚園」	以下の要件を全て満たす「幼稚園」又は「保育所」 ○これまでの「幼稚園」又は「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該「幼稚園」又は「保育所」の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	屋外遊戯場について、以下の要件に該当する場合には、屋上を含む取扱いとして差し支えない。 ①耐火建築物であること。 ②保育所保育指針に	満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭等で確保できない場合、満2歳の子どもに係る必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入を認める。 (年齢による面積基準の算定は、実際の利用の状況まで縛るものではない。) ①耐火建築物であること。

	<p>示された保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>③屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>④防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。</p>	<p>②幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>③屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>④防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。</p> <p>※なお、新設基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積の算入を認めている。</p>
--	--	--

6. 職員室の設置

【新設の場合】

○職員室は必置。

○ただし、特別な事情があるときは、職員室と保健室の兼用可。

	現行の移行特例等	改正案
対象	<p>「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園など</p>	<p>移行特例なしとする。</p> <p>※新たな幼保連携型認定こども園は単一の施設となり、職員室1つが必置となるため、兼用の移行特例は不要。</p>
内容	<p>職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には、兼用を認める取扱いとして差し支えない。</p> <p>(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」(平成18年9月15日付 文科省幼児教育課長・厚労省保育課長通知))</p>	

7. 保育室等の設置階

【新設の場合】

○乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、2階に設置可。

○満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等（階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等）を備える場合は、3階以上に設置可。（満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則不可。）

※ただし、以下の要件を全て満たす屋上を有している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室についても3階以上の設置を認める。

- ①耐火建築物であること。
- ②幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ③屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること。
- ④防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること。
- ⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外（屋上）の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。
- ⑥保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。

	現行の移行特例等	改正案
対象	「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園など	以下の要件を全て満たす「保育所」 ○これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○「保育所」を廃止し、当該保育所と同一敷地内において、当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合（園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。）
内容	【保育室等の2階設置】 保育室等（保育室・遊戯室・便所）の2階設置については、園舎が準耐火建築物であって	【保育室等の2階設置】 現行の移行特例と同様とする。

	<p>も、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可。</p> <p>【保育室等の3階以上の設置】 園舎が耐火建築物であり、保育所基準(待避設備の設置等)を満たしていれば、設置可。 (幼稚園設置基準)</p>	<p>【保育室等の3階以上の設置】 新設基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室等の3階以上の設置を認めているため、移行特例なしとする。</p>
	<p>現行の移行特例等</p>	<p>改正案</p>
<p>対象</p>	<p>—</p>	<p>以下の要件を全て満たす「幼稚園」 ○これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの ○「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園と同一敷地内において、当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)</p>
<p>内容</p>		<p>保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設※)を満たしていれば可。 ※建築基準法、消防法等で求められている施設を想定 (現行の幼稚園基準と同内容の移行特例を新設)</p>